

第2回臨時回

令和元年 5月 8日開会

令和元年 5月 8日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和元年第2回小清水町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和元年5月8日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定について  
(議長諸報告について)
- 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 発議第 4号 常任委員の選任について
- 第 8 発議第 5号 議会運営委員の選任について
- 第 9 発議第 6号 議会報編集特別委員会の設置について
- 第10 選挙第 3号 斜里地区消防組合議会議員選挙について
- 第11 選挙第 4号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員選挙について
- 第12 同意第 2号 監査委員の選任について
- 第13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第14 議案第18号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第19号 多目的研修集会施設外壁修繕工事にかかる契約の締結について
- 第16 議案第20号 財産取得について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	畔木雅之君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

○臨時議長（森浩君）ただいまから、令和元年第2回町議会臨時会を開催いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○臨時議長（森浩君）ただちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（森浩君）日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○臨時議長（森浩君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則124条の規定により、

1番 更科浩司議員                      2番 木戸寛治議員

を指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（森浩君）日程第3、選挙第1号、議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（森浩君）御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（森浩君）御異議がないものと認めます。

よって、議長において、指名することに決定いたしました。

それでは、議長に、仮議席7番、坂田秀昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂田秀昭議員を、議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（森浩君）御異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂田秀昭議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました坂田秀昭議員が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力、ありがとうございます。

坂田議長、議長席に着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時37分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（坂田秀昭君）（議長就任あいさつ）

議長就任に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。ただいま、議員の指名推選をいただき、議長に就任することになりました。大変な重責だと受けとめています。御賛同くださいました議員の皆様、感謝申し上げますとともに、皆様の思いに報いるよう、覚悟を新たにしているところであります。

さて昨今、地方議会のあり方がマスコミなどで何かと大きく問われ、取り巻く環境は、決して楽観的な状況にはないと思っております。今こそ、議員一人一人が知恵を出し、開かれた議会、町民目線の議会を構築していかなければならないと、強い思いを持っております。

町民の声を、より広く受けとめできる環境の中で、一体感を保ちながら、議員として一人一人がそれぞれの特徴を発揮され、切磋琢磨し、この4年間しっかり議論を重ね、新たな議会向上につながるよう、その先頭に立っていく覚悟で頑張りたいと思います。

重ねて、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

本日の会議に関する諸報告を、権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。本日の会議出席議員数は、10名でございます。本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。また、本日の臨時会は、一般選挙後の初議会でございますので、議事の運営上、幾度となく休憩をはさみ、進めてまいりますので、傍聴の皆様におかれましては、御了承の上、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂田秀昭君）暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時40分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎選挙第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議がありますので、副議長選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（坂田秀昭君）ただいまの出席議員数は、10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、鬼塚茂議員、6番、工藤孝一議員を指名いたします。

次に、投票用紙を配ります。念のため、申し上げます。投票は、単記無記名でございます。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載してください。

（投票用紙配付）

○議長（坂田秀昭君）投票用紙の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。  
（投票箱点検）

○議長（坂田秀昭君）異常なしと認めます。  
ただいまから、投票を行います。権藤事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票を願います。

（事務局長点呼・議員投票）

1 番 更科浩司議員	2 番 木戸寛治議員
3 番 鬼塚 茂議員	4 番 佐藤 智議員
5 番 瓜田新一議員	6 番 工藤孝一議員
8 番 高橋隆文議員	9 番 槻間善高議員
10 番 森 浩議員	

○議長（坂田秀昭君）投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。  
開票を行います。3番、鬼塚茂議員、6番、工藤孝一議員は、開票の立会をお願いします。  
（開票）

○議長（坂田秀昭君）選挙の結果を報告いたします。  
投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち、高橋隆文議員、2票。槻間善高議員、8票です。この選挙の法定得票は、3票です。  
したがって、槻間善高議員が副議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（坂田秀昭君）ただいま当選されました槻間善高議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。  
暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時50分  
再開 午前9時51分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。  
ただいま副議長に当選されました槻間善高議員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（槻間善高君）（副議長就任あいさつ）

ただいま就任に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。  
先ほどの副議長選任に当たりまして、多数の方からご賛同をいただきまして、副議長に就任することになりました。今後4年間、議長をしっかりとサポートいたしまして、議長の活動しやすいよう務めてまいりたいと思います。また、議員の皆様とともに、議会議員として、また議会人として、活躍しやすい環境づくりにも務めてまいりたいと思います。

本当に、副議長という使命は大きいものでありまして、身の引き締まる思いもいたしますが、しっかりと務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）久保町長から、御挨拶がございます。  
久保町長。

○町長（久保弘志君）臨時議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。  
令和元年、新たな元号のもとでの開会となりました本日、小清水町議会、第2回臨時会につきましては、

統一地方選挙後、初議会として招集をさせていただきました。まずは本日、ここに町民の付託を担われ、めでたく御当選の榮譽に輝かれました議員の皆様に対しまして、心よりお祝いを申し上げます。また、ただいま坂田議長、並びに槻間副議長より、それぞれ就任に当たりましての御挨拶がございましたが、選任されましたこと、重ねてお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

議員の皆様におかれましては、選挙を通じながら、基幹産業であります農業を初め、商工業、観光業の振興発展、また教育、福祉の向上など、町民の皆様方からの御意見や御要望を受けられ、それに応えるべく、これからの4年間、御活躍されることと存じます。今後とも、町民の皆様方の御意見、御要望に応えられまして、町政の発展、並びに住民の福祉の向上のため、格別の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、本日の会議は、選挙後初の臨時議会でございますので、議会の構成等につきまして御審議をいただくわけでございますが、私どもから提案させていただきます案件につきましては、監査委員の選任同意1件、専決処分しました町税条例等の一部改正の承認1件、議案では、介護保険条例の一部改正1件、多目的研修集会施設外壁修繕工事の契約の締結1件、旧小清水高等学校教職員住宅等の財産の取得1件、合わせて5件でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案につきまして御協賛をくださいますよう、お祈りを申し上げます。

改選後の初議会に臨み、お祝いを申し上げますとともに、議員の皆様方の御健勝、御活躍を御祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）暫時、休憩いたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前9時57分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎議席の指定について

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時02分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議席の指定を行います。議席番号と氏名を権藤事務局長に発表させ、指定にかえたいと思います。

○事務局長（権藤結君）議席を発表いたします。

まず1番が、副議長の槻間善高議員です。2番、鬼塚茂議員。3番、瓜田新一議員。4番、森浩議員。5番、高橋隆文議員。6番、工藤孝一議員。7番、佐藤智議員。8番、更科浩司議員。9番、木戸寛治議員。10番が、議長の坂田秀昭議員となります。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）ただいま発表したとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、指定の議席におつき願います。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第4号、常任委員の選任についてを議題といたします。  
暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時30分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に木戸寛治議員、鬼塚茂議員、森浩議員、高橋隆文議員、それと私、坂田秀昭議員の5名で、総務文教常任委員会になります。

経済厚生常任委員に、工藤孝一議員、瓜田新一議員、佐藤智議員、更科浩司議員、槻間善高議員の5名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

権藤事務局長から、諸般の報告をさせます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について、御報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長、高橋隆文議員。副委員長、森浩議員。経済厚生常任委員会、委員長、工藤孝一議員。副委員長、佐藤智議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎発議第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、発議第5号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、森浩議員、鬼塚茂議員、更科浩司議員、工藤孝一議員、以上のおとり、指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました4名の議員を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分



○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

権藤事務局長から、諸般の報告をさせます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について、御報告いたします。

委員長、森浩議員、副委員長、更科浩司議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎発議第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、発議第6号、議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、6名をもって構成する議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集及び発行を付託の上、発行が終了するまでの議会閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました議会報編集特別委員会の委員については、委員会条例第5条第4項の規定により、高橋隆文議員、工藤孝一議員、瓜田新一議員、佐藤智議員、鬼塚茂議員、木戸寛治議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した6名の議員を、議会報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

権藤事務局長より、諸般の報告をさせます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について、御報告いたします。

委員長、瓜田新一議員、副委員長、木戸寛治議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎選挙第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、選挙第3号、斜里地区消防組合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

斜里地区消防組合議会議員に、木戸寛治議員、更科浩司議員、それと私、坂田の3名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を、斜里地区消防組合議会議員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の議員が、斜里地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、斜里地区消防組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

#### ◎選挙第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、選挙第4号、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に、森浩議員、佐藤智議員、槻間善高議員の3名を指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の議員が、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました。

ただいま、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鬼塚茂議員は、除斥の対象となりますので、退席を求めます。  
説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第2号、監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

本町監査委員2名のうち、議員の中から選任する委員として、小清水町字神浦428番地の1、鬼塚茂氏を選任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

選任について、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。原案のとおり、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、承認第2号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木町民生活課長。

○町民生活課長（畔木雅之君）ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）について、御説明申し上げます。

議案書は12ページからになります。本専決処分につきましては、平成31年度、税制改正における地方税法の一部を改正する法律、その他政令等の一部改正に準じ、町税条例の関係する規定について改正を行ったものでございます。

説明に当たりまして、別途配付しております新旧対照表及び資料1、町税条例改正の概要をごらん願います。

まず、新旧対照表でございますが、1ページ上段に、この改正の根拠であります法令を記載しております。いずれも平成31年3月31日に公布され、4月1日施行分から以降、適時に施行されますので、この根拠法令等の改正に従いまして、準則している条例の規定について、一部改正を行っております。

改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言、字句の改正及び軽微な改正については、説明を省略させていただきます。

では、改正の内容でございますが、資料1、町税条例改正の概要をごらん願います。第1条の改正でございますが、新旧対照表では1ページから11ページの改正の内容となりまして、まず町民税関係では、一つといたしまして、ふるさと納税制度の見直しへの対応規定でございます。過度な返礼品の送付を抑制するため、返礼品の返礼割合を3割以下とするなどの基準に適合し、かつ総務大臣が指定する団体への寄附金を特別控除の対象とする規定の改正になります。

次に、住宅ローン控除の拡充についての見直しでございます。新旧対照表では、2ページの附則第7条

の3の2の規定の改正になります。個人町民税における住宅借入金等特別税額控除において、対象判断となる居住年が延長したことに伴う控除期間の3年延長等を定める規定の改正になります。

次に、固定資産税関係でございます。新旧対照表では、5ページの附則第10条の3第5項の規定の改正になります。この規定は、洪水等に対応するための高規格堤防整備事業の実施区域内における家屋の所有者が、事業の実施に伴い仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該新築家屋にかかる固定資産税の税額を、最初の5年間に限り減額することを定める規定を追加するものであります。

次に、軽自動車税関係でございます。新旧対照表では、7ページの附則第16条の規定の改正になります。この規定の改正は、平成29年度税制改正未施行分にかかる関係条例の整備であります。

次に、第2条の改正でございます。新旧対照表では、12ページから18ページの改正内容になります。住民税関係では、子供の貧困対策としてひとり親に対して支給される児童扶養手当の受給者で、前年度の合計所得金額が135万円以下である者の町民税を非課税とするための、申告手続に関する規定の改正になります。

次に、軽自動車税関係の環境性能割の非課税減免及び賦課徴収に関する規定ですが、新旧対照表では、14ページの附則第15条の2から15ページの第15条の6第3項の改正になります。この規定は、10月1日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して課税される環境性能割について、当分の間、徴収事務を行う北海道の例によるものとする新たな規定を追加する改正になります。

次に、種別割の税率の特例の規定ですが、新旧対照表では15ページ、最下段第16条から18ページまでの改正になります。この規定は、具体的には軽自動車のグリーン化特例に伴う、平成32年度、平成33年度課税分の電気自動車、天然ガス軽自動車等にかかる税額の軽減に係る法令等の改正に伴って、平成29年度、税制改正による条例改正の未施行分関係規定の改正となります。

次に、第3条改正でございます。新旧対照表19ページ、20ページの改正内容になります。町民税関係では、第2条で申告手続の規定を改正しました児童扶養手当を受給されているひとり親に対する町民税非課税の範囲に、単身児童扶養者を対象に加える規定の改正となります。

軽自動車税関係では、第16条以降、種別割の税率の特例として、第2条で改正しました軽自動車のグリーン化特例の段階的改正の、平成34年度、平成35年度課税分の規定を追加する改正となります。

次に、第4条の改正でございます。新旧対照表21ページ以降、平成29年条例第12号による町税条例等の一部を改正する条例の未施行分につきまして、第1条から第3条で改正を行いました軽自動車税、環境性能割、種別割関係規定の改正に伴い生じる条文の改正となるものです。

次に、第5条の改正でございます。新旧対照表では23ページから24ページ、平成30年条例第12号による、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する規定でございます。これは、資本金1億円越えの対法人に対する法人町民税の電子申告を義務化したものに対し、災害等の事由による電子情報処理組織の利用が困難である場合における手続を柔軟化する規定を追加するものとなっております。

最後に附則ですが、第1条の記載のとおり、原則4月1日を施行日としており、その後は関係法令の施行に伴い、順次施行することとなっております。

第2条では、改正の施行に伴う経過措置について規定をしております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

承認第2号を採決いたします。原案のとおり、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり、承認されました。

◎議案第18号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第18号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。斎藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斎藤高広君）ただいま上程されました議案第18号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書は18ページになります。お配りしております新旧対照表をあわせてごらん願います。

本条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じ、所要の改正を行うものがございます。また、本改正にあわせて、改元に伴う元号へと改めるものがございます。

改正の内容は、低所得者に対する保険料軽減の強化を図るもので、所得の段階別に保険料率を引き下げる改正を行うものであります。

新旧対照表の第12条第3項で、最も所得の低い第1段階の階層について、第5項では第3段階の階層について、いずれも政令で定める軽減幅の上限まで保険料率を引き下げる改正になります。第4項については、第2段階の階層において、本町が独自に軽減した料率をもとに、第1段階、第3段階の保険料率を勘案し、政令で定める標準的な保険料率に引き下げる改正とするものであります。

なお、今般の保険料軽減強化については、本年10月の消費税率引き上げによる財源手当によって、引き下げる改正になるものがございます。

最後に附則でございますが、第1項において、施行期日を公布の日からとし、保険料の算定基準となる平成31年4月1日から適用する規定を、第2項では、令和元年度以降の保険料から適用する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。原案のとおり、決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、原案のとおり、可決されました。

◎議案第19号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第19号、多目的研修集会施設外壁修繕工事にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第19号、多目的研修集会施設外壁修繕工事にかかる契約の締結について、御説明申し上げます。

議案29ページと、資料の入札及び契約状況表をあわせてごらん願います。

本件の入札につきまして、平成31年4月16日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。入札の結果、資料のほうに記載のとおり、有限会社高橋建設が4,850万円、消費税込み金額5,238万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）この多目的集会施設の外壁工事につきましては、当初予算で載っているからいいのかなと思いますが、これについては東側の増築部分が入っていないと思うんですが、あとこっちの手前の旧施設についてのタイルの張りかえということによろしいでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）お答えいたします。

そのとおりでございます。旧愛ホールの外壁の修繕で、増築部分が入っておりません。

○議長（坂田秀昭君）5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）当然、修繕ですから、傷んだところはやり直して、修理してもらわなかったら困ると思うんですが、年数たったとはいっても、以前のふれあいセンターのほうもそうなんですが、タイル的にはところどころ張りかえている。今回は、全面タイル張りかえるということでもありますんで、工法的に年数はたったといえ、全面張りかえというのは、なかなかやっぱり大変なことだと思うんで、工法的に同じ工法を使うのか、また違う工法で対応するのか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思う。

○議長（坂田秀昭君）中野生涯学習課長。

○生涯学習課長（中野也寸志君）工法につきましては、従来のタイル張りと同じ工法でタイルを張ります。今、言われたように、経年劣化による外壁の損傷でございまして、現在のところ打診調査の結果、壁全体の4割が剥離しているということで、全面的改修となります。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）4割であっても、3分の1であっても、全面的にするのであればいいんですが、前回はそうなんですが、ふれあいセンターのほうもそうなんですが、部分的にタイルを同じ色って、なかなかないんですね、部分的にやる場合。今回は全面ですからいいと思うんですが、そこら辺も勘案しながら、工法、またタイル等々の修繕のしやすい形の中で施工していただければと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ございませんか。質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。原案のとおり、決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、原案のとおり、可決されました。

#### ◎議案第20号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第20号、財産取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第20号、財産取得について、説明申し上げます。議案書30ページ、31ページでございます。取得する財産は、旧小清水高等学校の教職員住宅及びこ

れに付帯する設備でございまして、北海道の財産となっておりますが、小清水高校の廃校に伴い、これを有効活用するために譲渡を受けるものでございます。

取得する財産の内容でございますが、所在地の小清水町南町1丁目693番地3、パークゴルフ場隣接地におきましては、建物といたしまして住宅5棟、12戸分と、附帯する物置3棟、そのほか工作物では、下水管設備、その他として樹木17本となっております。

もう1カ所の、南町1丁目693番地5、校舎隣接地におきましては、住宅2棟6戸分と、附帯する物置2棟。工作物では、下水管設備と舗装部分、その他として樹木49本でございます。

取得金額は、2,151万6,880円。相手方は、北海道教育委員会教育長となっております。これらの財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建物が所在する土地につきましては、面積が2カ所合わせて5,444.13平方メートルでございますが、この土地につきましては、北海道より無償で譲与されることとなっております。

この財産の取得後におきましては、一部は教職員住宅として利用するほか、一般町民への賃貸住宅などとして有効に活用していく予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ございませんか。質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。原案のとおり、決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号、原案のとおり、可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和元年第2回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。御苦勞さまでございました。

（午前11時55分）